

# 南足柄市分別収集計画

令和7年6月

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の保全及び創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市においては、平成17年10月から新たに南足柄市最終処分場の稼働を開始したが、延命化のためにも、様々なごみの減量化及び資源化のための施策を行っているところである。

また、令和4年4月1日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、さらなるごみの資源化に向けた取り組みが必要となっている。

このような状況のなか、本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するとともに、市民・事業者・行政がそれぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにし、それを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組む方針を示したものである。

本計画により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、資源循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を次に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の排出抑制、再使用、リサイクルを主とした資源循環型社会の構築
- (2) 廃棄物の適正処理を推進し、地域環境の保全
- (3) 市、市民、事業者が一体となった廃棄物の減量化・資源化の促進

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月から令和13年3月までの5年間とし、令和10年度に見直す。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	2,542t	2,516t	2,491t	2,466t	2,438t
製品プラスチック	-	-	-	-	-

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、次の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、市民・事業者・行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

(1) 啓発活動の充実

市広報誌やホームページ、動画配信サイトをはじめ、ごみ処理施設の見学会や環境フェアなどあらゆる機会や媒体を通じ、ごみ排出状況の推移、最終処分場の逼迫、莫大な施設の維持管理経費等ごみ処理の状況について情報を提供し認識を深めてもらう。このような取組みにより、ごみの発生抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適正な出し方等に関する啓発活動を積極的に推進する。

(2) 資源化分別収集事業の推進

ごみステーションにおいて、自治会と協力しながら分別指導を行うとともに、引き続き自治会に資源化分別収集協力金を交付する。

(3) 冊子の配布

資源とごみの出し方ガイド等を活用し、分別収集の周知徹底を図る。

(4) ごみ分別促進アプリの配信

スマートフォンで手軽にごみの分別方法や収集日を日本語や英語等で確認できるようにし、分別収集の周知徹底及び再生利用する意識の醸成を図る。

(5) マイバック持参の促進

買い物におけるマイバッグの持参や過剰包装自の粛の促進など、ごみの発生抑制の取組みを拡充する。

(6) 出前講座の実施

ごみの減量化、資源化などのごみ問題について、一層の理解と関心を持ってもらうように、自治会やその他各種グループからの要請に応じて職員を派遣し説明を行う。

(7) 環境教育の推進

学校教育・社会教育等といった場面において、ごみの減量化や資源化など、環境教育、環境学習の推進を図るよう努めていく。

7 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の延命化、処理施設の状況、地域の環境の保全及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を次表左欄のように定める。

また、市民の協力度、市が有する再生施設、選別施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は次表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器包装 主としてアルミニウム製の容器包装	カン類
主として ガラス製の容器包装 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 15px; width: 10px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 15px; width: 10px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 15px; width: 10px;"></div> </div> 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ビン・ガラス類
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器包装	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	プラスチック類

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
主としてスチール製の容器包装	83t		81t		79t		78t		76t	
主としてアルミニウム製の容器包装	6t		6t		6t		6t		6t	
無色のガラス製容器	(合計) 109t		(合計) 107t		(合計) 105t		(合計) 103t		(合計) 101t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 109t	(引渡) 0 t	(独自処理) 107t	(引渡) 0 t	(独自処理) 105t	(引渡) 0 t	(独自処理) 103t	(引渡) 0 t	(独自処理) 101t
茶色のガラス製容器	(合計) 64t		(合計) 62t		(合計) 61t		(合計) 60t		(合計) 59t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 64t	(引渡) 0 t	(独自処理) 62t	(引渡) 0 t	(独自処理) 61t	(引渡) 0 t	(独自処理) 60t	(引渡) 0 t	(独自処理) 59t
その他のガラス製容器	(合計) 33t		(合計) 32t		(合計) 32t		(合計) 31t		(合計) 30t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 33t	(引渡) 0 t	(独自処理) 32t	(引渡) 0 t	(独自処理) 32t	(引渡) 0 t	(独自処理) 31t	(引渡) 0 t	(独自処理) 30t
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	6t		6t		6t		6t		6t	
主として段ボール製の容器	349t		343t		337t		330t		324t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 141t		(合計) 139t		(合計) 136t		(合計) 134t		(合計) 131t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 141t	(引渡) 0t	(独自処理) 139t	(引渡) 0t	(独自処理) 136t	(引渡) 0t	(独自処理) 134t	(引渡) 0t	(独自処理) 131t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 433t		(合計) 425t		(合計) 418t		(合計) 410t		(合計) 401t	
	(引渡) 433t	(独自処理) 0 t	(引渡) 425t	(独自処理) 0 t	(引渡) 418t	(独自処理) 0 t	(引渡) 410t	(独自処理) 0 t	(引渡) 401t	(独自処理) 0 t
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	(合計) -		(合計) -		(合計) -		(合計) -		(合計) -	
	(引渡) -	(独自処理) -	(引渡) -	(独自処理) -	(引渡) -	(独自処理) -	(引渡) -	(独自処理) -	(引渡) -	(独自処理) -

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み  
 = 直近年度の分別基準適合物等の収集実績(令和4年~6年度平均値) × 人口変動率

また、人口変動率は、国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の地域別将来推計人口 令和5年推計」より次のとおり設定した。なお、積算は令和7年4月1日現在の人口を基準として行った。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
38,632人 (対前年度比) 99.00%	38,246人 (対前年度比) 99.00%	37,864人 (対前年度比) 99.00%	37,485人 (対前年度比) 99.00%	37,054人 (対前年度比) 98.85%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現在行っている収集体制を活用して行う。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階	備考
スチール アルミ	カン類	委託業者による 指定日回収	委託業者	
無色ガラス 茶色ガラス その他ガラス	ビン・ガラス類	委託業者による 指定日回収	委託業者	
飲料用紙パック 段ボール	ペーパーリサイクル	委託業者による 指定日回収	委託業者	
ペットボトル	ペットボトル	委託業者による 指定日回収	委託業者	
プラスチック製 容器包装	プラスチック製 容器包装	委託業者による 指定日回収	委託業者	
製品プラスチック	プラスチック類	委託業者による 指定日回収	委託業者	

なお、自治会や市民団体による集団回収については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集する 容器包装廃棄物 の種類	収集に係る分別の 区 分	収 集 容 器	収 集 車	中 間 処 理
スチール	カ ン 類	コンテナ 網かご	平ボディ車	民間ストックヤード
アルミ				
無色ガラス	ビン・ガラス類	コンテナ 網かご	平ボディ車	市ストックヤード
茶色ガラス				
その他ガラス				
飲料用紙パック	ペーパーリサイクル	ひもでしぼる	平ボディ車	民間ストックヤード
段ボール				
ペットボトル	ペットボトル	網かご	平ボディ車	民間ストックヤード
プラスチック製 容器包装	プラスチック製 容器包装	透明・半透明袋	パッカー車	民間ストックヤード
製品プラスチック	プラスチック類	コンテナ	平ボディ車	-

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画が実効性のあるものとするため、次の取組を進める。

- (1) 各地域の環境委員と連携し、分別ルールの周知や啓発を図る。
- (2) 毎年度、分別収集計画の記載事項の実績を確認、記録し、3年後の改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。

参考資料

本市では、ペーパーリサイクル収集において「紙製容器包装」と「ミックスペーパー」を合わせて混合収集しており、その見込み量は次のとおりである。

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
紙製容器包装 ミックスペーパー	295t	290t	285t	279t	274t